

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 2 1 号
2 0 1 4 年 1 1 月 1 0 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「連続した台風18号、19号による列車遅延」で発生した
諸問題に関する申し入れ

10月4日、5日に台風18号、10月13日、14日には台風19号が日本本土に続けて来た。J R 西日本は混乱と危険回避のために主に関西地方の列車運行を早い時間帯で終わらせていた。

J R 東海会社は特にそうした台風上陸を想定した早めの安全措置をとる訳でもなく、過去の教訓を生かさずに列車運行を優先させる対応を繰り返した。

そうした中で現場では、列車運行や旅客案内を事故や傷害事故を発生させることなく安全を守るために社員が奮闘した。しかし、その中でも乗務員に対する対応において安全や健康を無視した対応となったケースが多方面で発生した。

よって、下記の通り申し入れるので早急に労使協議の場を設定すること

記

1. 列車の運転を長期間見合わせた後の運行開始の初列車には、特改の車掌を乗務させること。
2. 列車の運転を長期間見合わせた場合でも、所定の列車運行の発車順序で乗務させること。
3. 長時間の遅れで到着した場合でも、乗務員に対して食事に要する時間を確保すること。
4. 駅間での列車の運転見合わせを避けること。
5. 列車の運行見通しや、遅れの予測時間を乗務中の乗務員に可能な限り伝えること。
6. 車掌行路の列車終点駅でのホーム折り返し運用は行わないこと。
7. 車掌行路のクルーは乗務終了まで同一行路とすること。
8. 帰宅困難が予測される場合、当該行路に指定していた訓練については後日に指定するなど柔軟に対応すること。

以 上